

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年5月28日

横浜市契約事務受任者  
資源循環局長 吉川 雅和

1 契約の概要

令和8年5月から6月分事業用車両燃料の購入

2 履行(納品)場所

株式会社シブヤエネックス ENEOS スタシオン名瀬SS

3 契約日

令和8年5月1日

4 履行日又は履行期間

令和8年5月1日から令和8年6月30日まで

5 契約金額

3,976,640円(うち消費税相当額 334,240円)

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社シブヤエネックス ENEOS スタシオン名瀬SS

代表取締役 澁谷 彰樹

横浜市港南区最戸1-21-31

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和8年度事業用車両燃料の購入について、年間契約の入札が燃料価格の高騰により不調となりました。5月からの燃料供給が滞ってしまうとごみの収集業務に支障をきたしてしまうため、再度の入札手続きによる供給が予定されている7月までの2か月間燃料供給を受ける必要があるため、随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

同種の契約実績があり、緊急対応が可能な業者を選定しました。

9 所管課

資源循環局戸塚事務所